

合併に係る事後開示書類

当社は2026年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、竹原興産株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり本合併にかかる事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本合併が効力を生じた日
2026年7月1日
2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主からの株式買取請求、新株予約権買取請求および債権者異議の手続経過
 - (1) 本合併の差止請求
竹原興産株式会社は当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本合併の差止請求はありませんでした。
 - (2) 反対株主からの株式買取請求
竹原興産株式会社は当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく手続きについて、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
竹原興産株式会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
竹原興産株式会社では、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、2026年4月7日付の官報にて公告し、かつ、知れている債権者に対し、各別に催告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主からの株式買取請求および債権者異議の手続経過
 - (1) 本合併の差止請求
本合併は、当社では、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の2の規定による本合併をやめることの請求にかかる手続きについて、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主からの株式買取請求
当社は、会社法第797条第3項および第4項の規定に基づき、2026年4月6日付の電子公告および2026年4月7日付の官報により、株主に対して公告を行いました。なお、本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主は、会社法第797条の規定による株式の買取請求を

することはできません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2026年4月6日付の電子公告および2026年4月7日付の官報により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した権利義務に関する事項
当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社である竹原興産株式会社より、その権利義務一切を承継いたしました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。
6. 本合併による変更登記をした日
当社の変更登記申請および竹原興産株式会社の解散登記申請は、2026年7月6日に行う予定です。
7. 上記に掲げるものの他、本合併に関する重要な事項
当社は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本合併に係る吸収合併契約について株主総会の承認を得ることなく本合併を行いました。なお、同法第796条第3項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した株主が有する株式の数は、会社法施行規則第197条に規定する数を下回っておりました。

以上、原本に相違ないことを証明します。

2026年7月1日

三井金属株式会社

代表取締役社長 池信 省爾



合併に係る事前開示書類

会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約

別添のとおり、2026年4月6日付で吸収合併契約書を締結しました。

2. 対価の相当性および割当ての相当性

吸収合併存続会社である三井金属株式会社と吸収合併消滅会社である当社は、完全親子会社間の合併であるため、合併に際しては合併比率の取り決めもなく、合併対価の交付はありません。

3. 対価について参考となるべき事項

吸収合併存続会社である三井金属株式会社と、吸収合併消滅会社である当社は、完全親子会社間の合併であるため、合併に際しては合併比率の取り決めもなく、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性

吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行していません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社である三井金属株式会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

6. 吸収合併存続会社における重要な後発事象に関する事項

吸収合併存続会社である三井金属株式会社において、最終事業年度(2024年4月1日～2025年3月31日)の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりであります。

(1) 連結子会社株式の売却について

三井金属株式会社は、2025年5月13日開催の取締役会において、連結子会社である三井金属アクト株式会社の全株式を株式会社ハイレックスコーポレーションに譲渡することを決議し、同日付で締結した株式譲渡契約に基づき、2025年11月4日に譲渡を完了しております。

7. 吸収合併消滅会社における重要な後発事象に関する事項

吸収合併消滅会社である当社において、最終事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、生じておりません。

8. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況について、吸収存続会社である三井金属の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併後における吸収合併存続会社である三井金属の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

9. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

原本に相違ないことを証明します。

2026年4月6日

竹原興産株式会社

代表取締役社長 今 裕之



吸収合併契約書

三井金属株式会社（以下「甲」という）と竹原興産株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり吸収合併契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

（吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所）

第2条 本合併にかかる吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりである。

- （1）甲 吸収合併存続会社
商号：三井金属株式会社
住所：東京都品川区大崎一丁目11番1号
- （2）乙 吸収合併消滅会社
商号：竹原興産株式会社
住所：広島県竹原市塩町一丁目五番一号

（本合併の効力発生日）

第3条 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2026年7月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（合併に際して交付する金銭等および割当に関する事項）

第4条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して甲の株式またはこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

（会社財産の承継）

第5条 乙は、効力発生日の前日における貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでに増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

（本合併の承認）

第6条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認および合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

2. 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。
3. 乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本契約に関する

株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

（善管注意義務）

第7条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産の管理、運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行する。

（費用の負担）

第8条 効力発生日において、乙の解散のため支出する費用はすべて甲の負担とする。

（雇用契約の承継）

第9条 甲は、効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数は乙における年数を通算し、その取扱いについては、別に甲乙協議の上、決定する。

（本契約の変更および解除）

第10条 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲または乙は、相手方と協議のうえ、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（協議事項）

第11条 本契約に定めた事項のほか、本合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年4月6日

東京都品川区大崎一丁目11番1号

甲 三井金属株式会社
代表取締役社長 池信 省爾



広島県竹原市塩町一丁目五番一号

乙 竹原興産株式会社
代表取締役社長 今 裕之

